

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己	異
件名	東大和市証明等事務取扱規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	市民課		
<p>1. 要 旨</p> <p>住民票の除票と戸籍の附票の除票に関する保存及び適切な管理について定めることを目的として、住民基本台帳法の一部が改正された。</p> <p>これに伴い、これまでの「除かれた住民票の写し」と「除かれた戸籍の附票の写し」がそれぞれ「除票の写し」と「戸籍の附票の除票の写し」に法定化されたことから、東大和市証明等事務取扱規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>別表第1住民基本台帳等に関するものの項目のうち、「(2) 除かれた住民票の写し」を「(2) 除票の写し」に、「(4) 除かれた戸籍の附票の写し」を「(4) 戸籍の附票の除票の写し」にそれぞれ改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>法改正の内容に合った規程の表記となる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和元年5月31日の「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部改正に伴い、令和元年6月20日に住民基本台帳法が一部改正された。</p> <p>文書課において審査済み</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議における報告終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。